

吹田市立老人デイサービスセンター条例現行・改正案対照表（案）

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } ----- 略 -----</p> <p>(2) }</p> <p><u>(3) 吹田市立千里山西デイサービスセンター 吹田市千里山西2丁目13番2号</u></p> <p><u>(4) 吹田市立藤白台デイサービスセンター 吹田市藤白台2丁目9番1-115号</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } ----- 略 -----</p> <p>(2) }</p> <p><u>(3) 吹田市立藤白台デイサービスセンター 吹田市藤白台2丁目9番1-115号</u></p>